

議案第 25 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 八幡団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建物が老朽化した八幡団地の供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。